

防災対策及び災害対応への協力に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と NTT 東日本株式会社（以下「乙」という。）、株式会社 NTT Landscape（以下「丙」という。）とは、立川市エリアでの防災力及び災害対応力の向上のために、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が行う防災対策及び災害対応が適切に実施されるよう協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) ICT を活用した防災、減災等のデジタル化に向けた検討
- (2) 甲、乙及び丙が所有する知見等を活用した防災・減災施策の検討
- (3) トレーラーハウス等の提供、設置及び移設等支援
- (4) 施策の実施並びに甲、乙及び丙が所有する知見等の活用

（具体的取組事項と責任分担）

第3条 甲、乙、及び丙の具体的取組事項と責任分担は、別紙のとおりとする。

- 2 甲、乙、及び丙は、前条に定める連携事項に係る取組みを効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 甲、乙、及び丙は、本協定に基づく取組結果について、何ら保証するものではなく、本協定により生じた費用、損害、損失及び負担について、相互に責任は負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より 1 年間とする。なお、有効期間満了の 3 月前までに、甲、乙、及び丙のいずれかが書面をもって本協定に係る終了の意思表示をしないときは、同一条件にて、有効期間満了日の翌日から 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、及び丙は、解約希望日の 3 月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条第 5 項、第 14 条、第 15 条及び第 17 条の規定は、本協定の終了後も有効に存続する。

(本協定の見直し)

第5条 甲、乙、及び丙いづれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 甲、乙、及び丙は、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利もしくは義務を相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(著作権の帰属等)

第7条 本協定に基づく取組みを行う過程で作成された成果物のうち、著作物、データ及びノウハウ（以下「本著作物等」という。）に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。）は、甲、乙、及び丙、又は第三者が従前から保有していた権利を除き、甲、乙、及び丙の共有（持分均等）とする。

2 甲、乙、及び丙は、本著作物等に係る前項の権利の行使について、法律上必要とされる共有者の合意をあらかじめ本協定により行うものとする。この場合において、相手方の同意がなく、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく本著作物等をあらゆる態様で利用すること（第三者に対して利用の許諾をすることを含む）ができる。ただし、甲、乙、及び丙が、自らの業務以外の目的で本著作物等について第三者に利用の許諾を行う場合は、相手方の書面による事前の同意を得なければならない。

3 甲、乙、及び丙は、本著作物等について、相手方及び相手方から正当に権利を取得又は承継した第三者に対して、著作者人格権その他の人格的権利を行使しないものとする。

4 甲、乙、及び丙は、他の共有持分権者の書面による事前の同意を得ることなく、本著作物等に係る権利の持分について、譲渡その他の処分をしてはならない。

(知的財産権の使用)

第8条 甲、乙、及び丙は、相手方及び相手方から正当に権利を取得又は承継した第三者に対し、甲、乙、及び丙が提供した発明、考案、意匠、標章、著作物等に係る既存の知的財産権その他の権利について、本協定に基づく取組みのために必要な範囲で使用することを無償で非独占的に許諾するものとする。

2 甲、乙、及び丙は、相手方及び相手方から正当に権利を取得又は承継した第三者に対し、甲、乙、及び丙が提供した発明、考案、意匠、標章、著作物等に係る著作者人格権その他の人格的権利について、本協定に基づく取組みのために必要な範囲で使用するときは、一切行使しないものとする。

(費用負担)

第9条 本協定の遂行にかかる費用は、原則として甲、乙、及び丙にて協議して決定する

ものとする。

(公表)

第 10 条 甲、乙、及び丙は、本協定を締結した事実及びその内容等を公表する場合には、甲及び乙が事前に合意した方法、内容及び日時に従うものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲、乙、及び丙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本協定の存在及び内容並びに本協定を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上的一切の情報（有形であるか及び無形であるかを問わない。以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示及び漏えいしてはならない。

- 2 秘密情報が口頭、視覚その他無形の方法により開示される場合は、当該情報を開示する者（以下「開示当時者」という。）は、開示後 30 日以内に当該情報が秘密情報である旨を書面により当該情報の開示を受ける者（以下「受領当事者」という。）に通知しなければならない。この場合において、当該通知がなければ、前項の規定にかかわらず、受領当事者は当該情報を秘密情報として扱う必要はないものとする。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、次の各号に定める情報は、秘密情報に当たらないものとする。
 - (1) 開示のときにおいて公知である情報又は開示以後受領当事者の責によらずに公知となった情報であって、かつ、そのことを受領当事者が証明できる情報。
 - (2) 開示当事者から開示される以前に受領当事者が正当に保持していたことを証明できる情報。
 - (3) 受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に取得した情報であって、かつ、そのことを受領当事者が証明できる情報。
 - (4) 受領当事者が譲渡又は開示の権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であって、かつ、そのことを受領当事者が証明できる情報。
- 4 秘密情報を本協定のために使用する場合であっても、受領当事者は、秘密情報を複写又は複製するときには、あらかじめ開示当事者の書面による承諾を得なければならない。
- 5 受領当事者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報（複写又は複製したもの）を含む。以下本条において同じ。）を取り扱わなければならない。
- 6 本協定が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了又は要求の日から 30 日以内に秘密情報を返還しなければならない。ただし、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指図に基づき溶解、裁断、焼却等の確実な方法で秘密情報を廃棄するものとする。この場合において、受領当事者は、確実に廃棄したことを証する書面を廃棄後速やかに開示当事者に提出す

るものとする。

- 7 受領当事者は、受領当事者の労働者に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者に本協定で受領当事者に課されたのと同等の守秘義務を課すとともに、受領当事者の労働者がその守秘義務に違反することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 8 開示当事者は、受領当事者が前各項に違反したことにより被った一切の損害について、受領当事者に対して賠償請求することができるものとする。

(第三者への委託)

第12条 甲、乙、及び丙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく取組事項を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(反社会勢力の排除)

第13条 甲、乙、及び丙は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明し、及び将来にわたって次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者又はこれらに準ずる者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱う等の関与をしていると認められること。
 - (5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲、乙、及び丙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず即時に本協定を解除することができる。
- (1) 前項の規定に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ア 相手方に対する暴力的な要求行為
 - イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

- 3 甲、乙、及び丙は、取組事項を第三者に委託する契約等（以下「業務委託契約等」という。）がある場合は、業務委託契約等の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、業務委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は業務委託契約等の相手方が自ら若しくは第三者をして前項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
- 4 甲、乙、及び丙は、相手方が前項の規定に違反したときは、何らの通知又は催告を要せず即時に本協定を解除することができる。
- 5 甲、乙、及び丙は、第2項又は前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(輸出禁止)

第14条 本協定に基づき甲、乙、及び丙が開示した一切の情報及び本協定に係る取組みの過程で取得又は創出された一切の成果物（成果物に係るノウハウ・情報を含む。）は、本協定の条項及び適用される法令に基づき許される場合を除いて、いかなる国へも輸出されないものとする。なお、甲、乙、及び丙が情報及び成果物等を輸出する場合において、適用される法令を遵守するために必要な措置をとるに当たり、当該者から要請があったときは、相手方はこれに協力するものとする。

- 2 甲、乙、及び丙は、相手方が前項に定める事項に違反したときは、直ちに本協定を解除できるものとし、違反した者は、当該違反により相手方に生じた一切の損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第15条 本協定について、甲、乙、及び丙間に紛争が生じたときは、甲、乙、及び丙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

- 2 前項の協議が整わなかったときは、本協定に関する訴訟については、乙の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 本協定は、甲、乙、及び丙が類似の協定書等を第三者と締結することを妨げるものではない。

(協議事項)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、及び丙が誠意をもって協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年10月29日

(甲) 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市
代表者 立川市長 酒井大史

(乙) 東京都立川市錦町4丁目11番5号
NTT東日本株式会社 東京西支店
代表者 支店長 伊藤弘造

(丙) 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
株式会社 NTT Landscape
代表者 代表取締役社長 木下健二郎